建築士制度見直し

定期講習3年に一度

国交省省令案 工事指導監督も実務経験に

国土交通省は、11月に施行予定の改正建築士法に基づく建築士制度の見直しに向け、建築士に義務付ける定期講習の期間などを定める省令案などをまとめた。1級や2級、木造、構造設計、設備設計の各1級建築士の定期講習は、原則3年に一度とする。管理建築士になるために必要な業務内容は、設計や工事監理のほか、建築工事契約事務、建築工事の指導監督、建築物の調査・鑑定、建築関連法令・条例に基づく手続きの代理などとした。

今回まとまったのは、「建築士法施行規則の一部を改正する省令案」と、「建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（仮称）」の細目を定める事項案。国交省は、これらの案に対する一般からの意見を5月25日まで募集する。

建築士法施行規則の一部改正では、建築士の受験資格として必要な建築実務を、設計・工事監理の業務の補助と、建築確認・中間検査・完了検査などとした。社会資本整備審議会（国交相の諮問機関）の建築分科会基本制度部会（部会長・村上周三慶大教授）による昨年12月の取りまとめと同様の内容とする。

また、2級建築士が1級建築士試験を受験する際に必要となる実務経験の内容は、2級建築士としての設計・工事監理や、1級建築士の業務独占に係る設計・工事監理の補助などとする。

ただし、大学院課程の扱いについては別途、6月をめどに案をまとめる。インターンシップなどを認める方向で検討が進められている。

このほか、構造設計図書と設備設計図書の内容や、構造設計1級建築士と設備設計1級建築士による法適合確認の手続きなども規定する。

中央指定登録機関の関係では、改正建築士法により新たに義務付ける講習の科目と時間を定める。1級建築士定期講習は、建築関連法令の科目（講義時間3時間30分）と、設計・工事監理に関する科目（同1時間30分）の2科目とする。

構造設計1級建築士講習は、法適合性確認などに関する科目（同4時間以上）と、建築物の構造に関する科目（同8時間以上）、設備設計1級建築士講習は、法適合性確認などに関する科目（同6時間以上）と、建築設備に関する科目（同12時間以上）とする。管理建築士講習は、建築士関係法令に関する科目（同1時間30分）と建築物の品質確保に関する科目（同3時間30分）とする。

各講習とも、講義のほかに修了考査が実施される。

20年 4月 30日
建設工業新聞